



地域学校協働活動

分配金活用ガイド

対象となる活動・ならない活動



藤沢市教育委員会 教育総務課作成
2026年7月15日



本資料の趣旨

藤沢市では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的推進に伴い、地域と学校が連携した様々な活動が活発に行われています。本資料は、これらの活動を円滑に進めるための「地域学校協働活動分配金（以下「分配金」といいます。）」について、「どのような活動や消耗品が対象になるのか」を具体的にイメージし、予算を有効に活用できるよう作成したものです。活動の企画や、事前の予算確認の際にぜひご活用ください。

目次

1．	分配金の概要と目的	．．．	3
2．	財源構成	．．．	5
3．	対象となる主な経費	．．．	6
4．	経費判断の3つの基準	．．．	7
5．	分配金の対象となる経費の例	．．．	8
6．	分配金の対象外となる経費の例	．．．	9
7．	分配金活用イメージ	．．．	11

1. 分配金の概要と目的

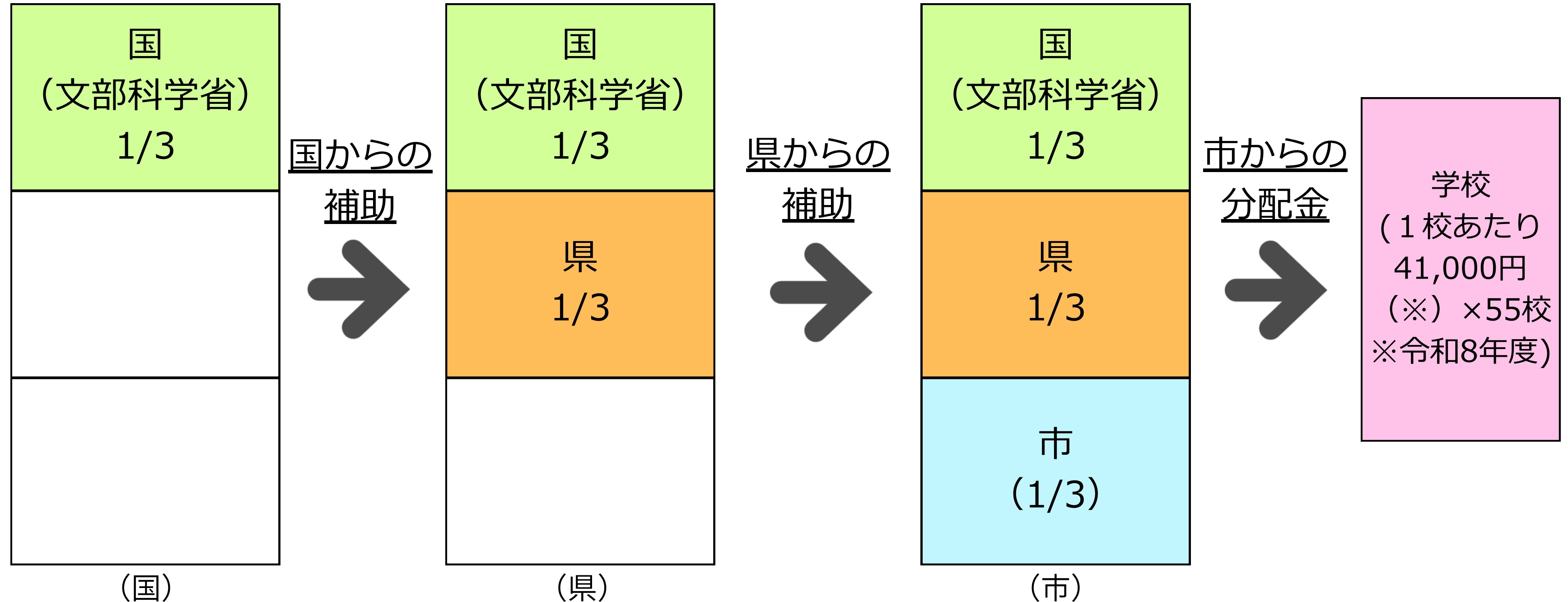
「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめ・不登校の増加、「学校における働き方改革」など、子どもを取り巻く課題は複雑化・困難化しています。こうした課題を解決していくためには、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働し、地域全体で子どもたちの教育環境を向上させていく必要があります。

本事業は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進し、幅広い地域住民の参画による、多様な教育活動を組み合わせて総合的に支援することにより、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会を実現するために、分配金を支出するものです。



2.財源構成

藤沢市からの分配金は、国・県の財源を活用しています。(※)



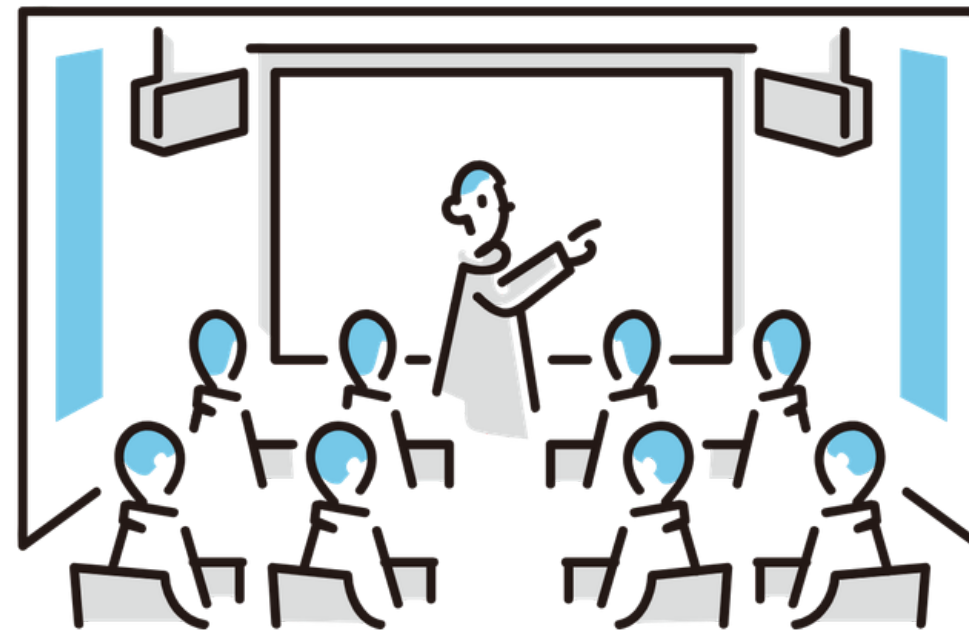
※藤沢市には、神奈川県からの補助金として補助対象経費の2/3が交付されます。

3.対象となる主な経費



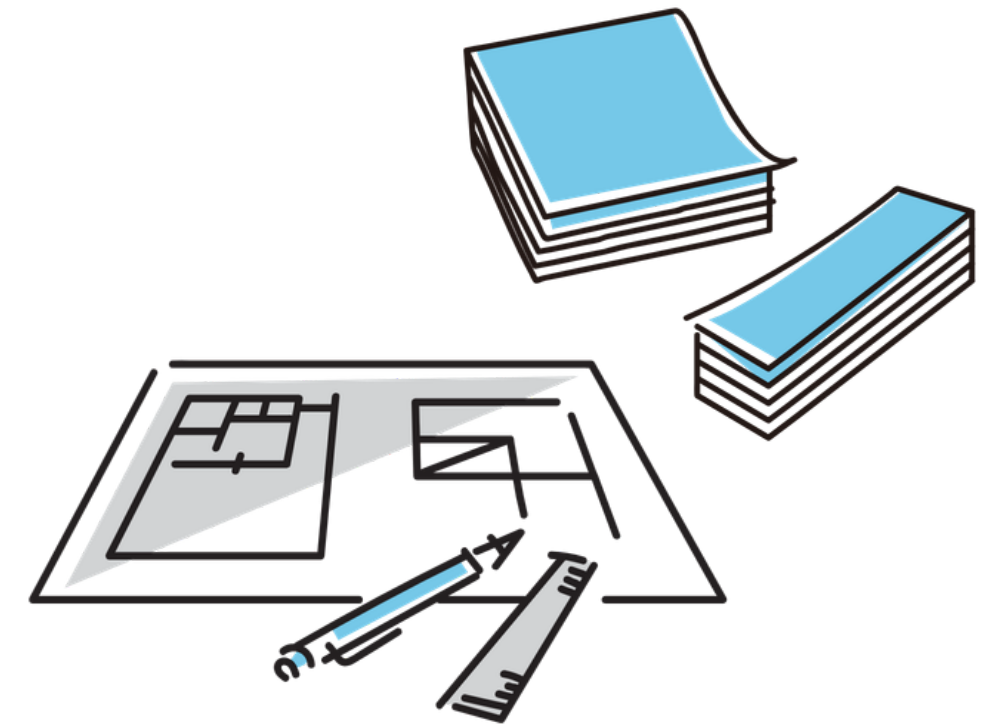
1.協働活動サポーター謝金

活動実績に対する謝金（500円／1人
1日※同日別のクラスで活動した場合も
500円となります。）



2.講師謝金

外部講師謝金、交通費、会場費等



3.消耗品

各種事務用紙、事務用品、チラシ作成・
印刷にかかる費用

4.経費判断の3つの基準

経費判定に困ったらここに戻る！

①地域学協働活動 であること

学校運営協議会で
決定した活動であ
って、地域学校協
働活動の実施のた
めに必要な経費で
あること。

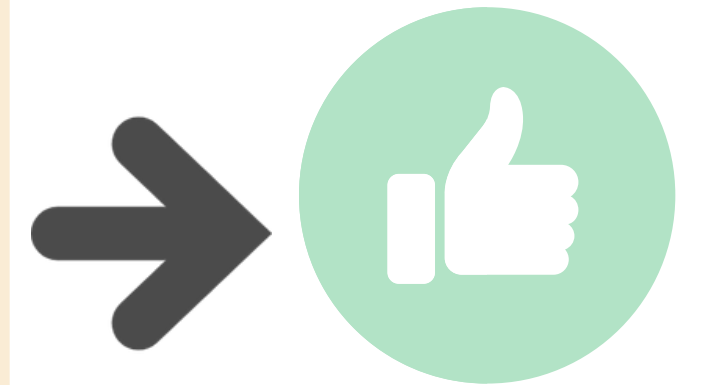


②学校予算の対 象ではないこと

学校の通常予算で賄
うべき経費（※）は
分配金の**対象外**で
す。
※学校施設の修繕
費、学校備品の購
入費、教員の業務
に関する経費など

③受益者負担とす べきものに当ては まらないこと

個人が直接利益を得
る支出（※）は分配
金の**対象外**となりま
す。
※参加者個人への配
布物、持ち帰り可能
な教材など



この3つが
基準となり
ます。

5.分配金の対象となる経費の例

- 登下校の見守りに使用するビブスや腕章、帽子等の消耗品
- 不登校児童生徒の居場所や学習支援ルームの設置に係る教室の運営に係る消耗品（文房具や紙等）
- 講師に対する謝金及び交通費
- 協働活動サポーターへの謝金
 - ・遠足引率補助（卒業遠足や江の島遠足等）
 - ・校外学習引率補助（工場・公園・地層見学等）
 - ・授業補助（ミシン操作や水泳授業監視等）
 - ・校地内清掃（花壇整備やペンキ塗り、プール清掃等）
 - ・懇談会時の低学年児童の居場所見守り
 - ・不登校児童生徒見守り等
- 地域学校協働活動に係るボランティア募集のためのチラシ作りに関する消耗品

6.分配金の対象外となる経費の例①

× 工作実習で使用する木材などの材料や調理教室等で使用する食材など、子どもたちが持ち帰る又は食べるもの



子どもたちが持ち帰ったり食べたりするものは受益者負担の観点から、個人に還元される経費であるため

× 地域学校協働活動をする際の熱中症対策として、参加する子どもたち一人ひとりに配るスポーツドリンク等



受益者負担の観点から、子ども個人の飲食物に係る経費であるため

× 学習指導員等、別の謝礼を受け取っているもの



二重払いになってしまうため

× (おはようボランティア・学習支援ボランティア等) 無償としているもの



各事業の実施要項で無償と定めているため

6. 分配金の対象外となる経費の例②

✕ 学校の環境整備の一環として花壇整備やペンキ塗り、プール清掃等に係る消耗品（花やペンキ、掃除道具等の代金）

学校の環境整備に係る消耗品は本来、学校の運営費で負担すべき経費であるため

✕ 協働活動サポーター等への謝金を商品券、金券等で支払う

国のルールで認められていないため

✕ 地域学校協働活動に参加する子どもや保護者の旅費・交通費

活動の直接の対象者である子どもや保護者個人にかかる実費については、受益者負担の観点から参加者自身で負担すべきものであるため

7.分配金活用イメージ①：協働活動



登下校見守り強化の場合

- ✓ 協働活動サポーター謝金：見守り活動に参加した地域住民への謝礼として支給OK。ただし、活動日の把握は必須！
※金券、商品券での支払いはNG
- ✓ 防犯ベスト購入：見守り活動で着用する蛍光色ベストの購入OK
- ✓ 腕章購入：「見守りボランティア」等の腕章購入OK
- ✗ 一人ひとりへ配布する防犯ブザーの購入NG

学校の環境整備をする場合

- ✓ 協働活動サポーター謝金：整備活動に参加した地域住民への謝礼として支給OK
- ✗ 水やりのホースやペンキ等：学校の環境整備のための消耗品は学校運営費で負担するべきものなのでNG

7.分配金活用イメージ②：講師による講義



講師を招く場合

- ✓ 講師謝金：講師として講演会等をしていただいた方に対する謝金OK
- ✓ 交通費：講師の方に来ていただく際の交通費OK
- ✓ 会場：講演会を開催するための会場費OK
- ✗ 参加者一人ひとりに係る交通費や受益者負担となるような材料費NG

分配金の詳細や、判断に迷った場合は教育総務課まで
ご相談ください。

藤沢市教育委員会 教育総務課
内線5111
直通0466-50-3556